

国保連請求事務

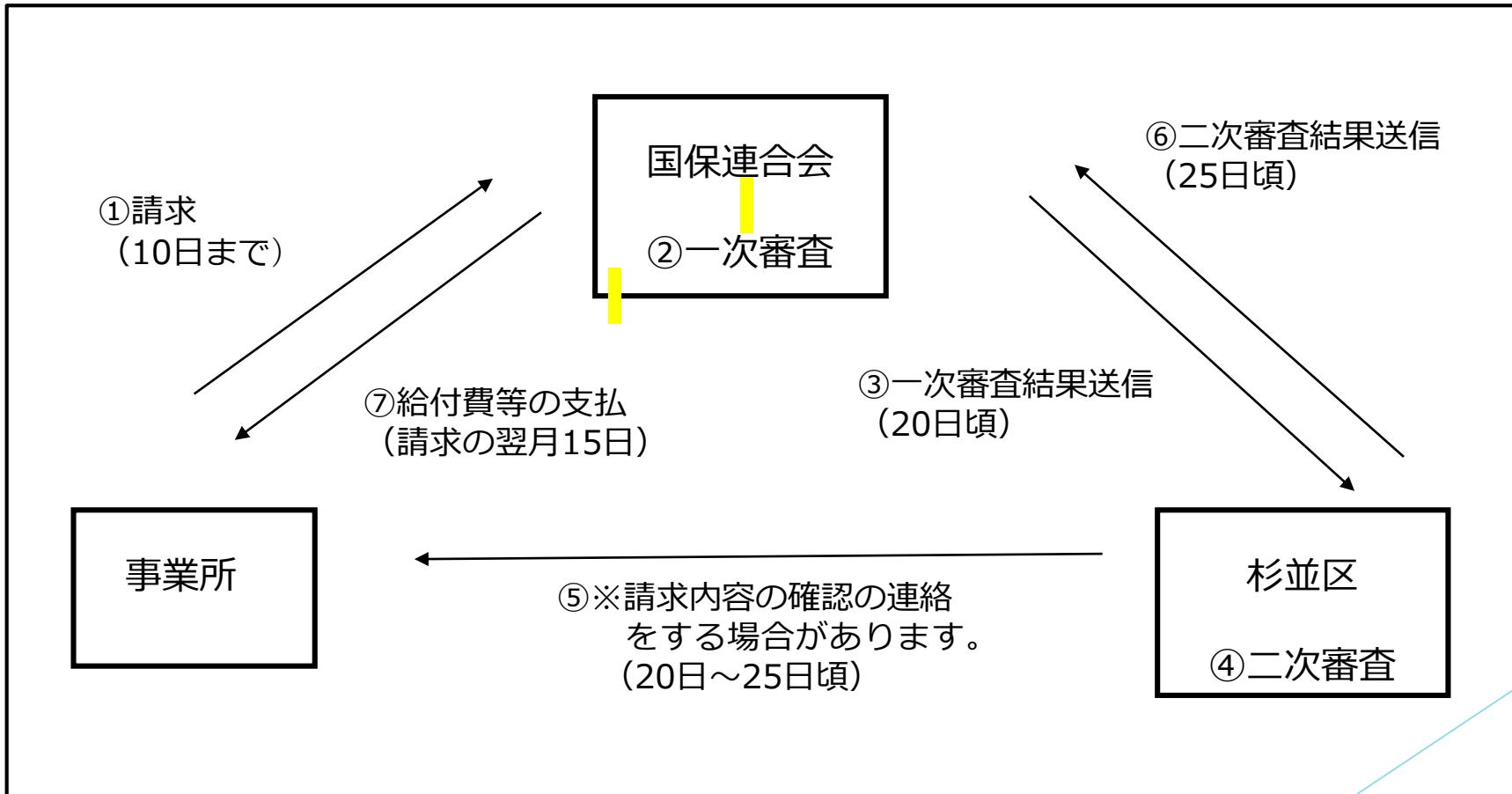
- 1.国保連請求全般について
- 2.計画相談支援費の請求について
- 3.モニタリングの請求について

1.国保連請求全般について（1/2）

- 国保連合会への請求は、毎月10日までとなっております。請求期限をお守りいただくようお願いいたします。
- 過誤申立書提出後、翌月の再請求をお忘れないようにお願いいたします。
- 国保連請求の内容について、毎月20日～25日頃に請求担当から確認の連絡をさせていただく場合がございます。
※請求明細書、実績記録票の内容等について確認させていただきます。請求内容に誤りがあった場合、請求の処理方法を返戻・過誤のどちらにするかを確認させていただきます。

1.国保連請求全般について (2/2)

【国保連請求の流れ】



2. 計画相談支援費の請求について

【同一の月に継続サービス利用支援とサービス利用支援を行う場合】

(相談支援に関するQ&A 平成29年3月31日参照)

- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、**サービス利用支援費のみを算定する。**

(例)

支給決定期間の終わりの月に継続サービス利用支援（モニタリング）を行った結果、支給決定の更新のためサービス等利用計画（サービス利用支援）を作成した場合

→サービスの更新のため、計画作成の一連の支援としてモニタリングを行っているため、**サービス利用支援費のみの請求となります。**
月をまたいだ場合も同様です。

3.モニタリングの請求について（1/2）

- 受給者証の「モニタリング期間欄」を確認の上、支給期間内に行う実施予定月でのモニタリングの実施と請求をお願いいたします。
- 事前にモニタリング月の追加の手続きが無くモニタリングの請求を行った場合、請求を返戻（取り下げ）とし、手続き後に再請求していただくこととなりますのでご注意ください。

(モニタリングの追加・変更の例)

モニタリング期間:当初3か月は毎月、その後6か月に1回で決定している

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
計画作成	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング			★			モニタリング	◇

★…本人の心身の状況の変化等で10月にモニタリングが必要となる場合
→新たにモニタリングを行うためにモニタリングの追加の手続きが必要です。

◇…1月のモニタリングが本人の体調不良等でできず、2月に変更する場合

→1月に予定していたモニタリングを2月に変更して行うため、モニタリングの変更の手続きが必要です。

3.モニタリングの請求について (2/2)

- モニタリング月の追加（モニタリング頻度の変更）が必要な場合、
事前に障害福祉サービス係への連絡と書類の提出が必要となります。
- モニタリング月の変更が必要な場合、事前に障害福祉サービス係への連絡が必要となります。

【モニタリング月の追加が必要な場合の提出書類】

- モニタリング期間確認票
- 基本情報票（作成済みのもので一番新しいもの）
- モニタリング記録票（直近で実施したもの）

【書式掲載場所】

杉並区HP→障害者生活支援サイト の一まらいふ杉並→その他の支援
→事業者の方へ（請求事務等）→サービス等利用計画・モニタリング票等書式→(書式) モニタリング期間確認票

【提出先】

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
杉並区役所 障害者施策課 障害福祉サービス係
電話：03-3312-2111